

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	救急車利用に関する松阪市の方針について	<p>私は市外の者ですが、この度、松阪市が救急車を利用して入院に至らなかった場合、料金を徴収する方針と知り、疑問に思いました。確かに「タクシー代わりに使う」ような明らかに不必要な利用を抑制することは必要で、そのような利用を許せば、救える命が救えない事態になると思います。</p> <p>ただ、例えば熱中症で救急要請して、病院で点滴治療を行って帰れる場合も少なくないとおもいますが、もし救急要請をしなければ命を落とすケースも十分ありえると思います。</p> <p>やはり救急要請して病院に搬送されて、帰れる症状は軽い症状との判断は極めて危険です。特に融通の利かない学校が救急要請を躊躇して、生徒の命が危険に晒されれば取り返しがつきません。</p> <p>これは一例ですが、もう少し救急現場の意見を聞く等により、行政として慎重な判断をお願いしたいと思います。</p>	<p>平成28年4月の健康保険法の改正により、地域医療を支える大きな病院を、かかりつけ医療機関等の紹介状がなく受診した際に、通常の自己負担分に上乗せして保険外費用(特別の料金)を徴収することが義務付けられています。(選定療養費)</p> <p>松阪市の三基幹病院(松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院)においても、「選定療養費7,700円(税込)」にて運用を行っています。</p> <p>この度の取り組みは、救急車利用の場合であっても、基本的に入院に至らなかった軽症の方に対しても、この「選定療養費」を適用するものとなります。ただし一律に行うものではなく、個別の病院・医師が患者の状況もふまえて判断されるもので、入院に至らずとも、医師の判断により緊急性のあった方(救急の患者)は、選定療養費の対象外となります。</p> <p>なお、小中学校・保育園、幼稚園等の管理下におきましては、今までも選定療養費を免除(学校等管理下における災害対応として)しており、今回も対象としていません。</p> <p>病院と地域の医院・診療所等の機能分担の推進と、松阪地域の救急医療体制を守るため取り組むことであり、いつもと様子が違うなど、迷った際には119番通報(救急要請)をためらわず行っていただくよう周知を行っているところです。</p> <p>いただきましたご意見を参考に、今後も周知等取り組んでまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>健康づくり課 電話:23-1364</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	今朝の地震速報	<p>放送で何を言っているのか全く聞き取れず焦りました。 もっとハッキリと聞こえるように伝えてもらわないと、動きようがないので、早急に対応してもらいたい。</p>	<p>防災行政無線の放送内容が、聞きとれないとのことで、ご不便をお掛けし申し訳ございません。防災行政無線は、広域的にかつ同時に情報を伝達できるという長所があるものの、幹線道路の自動車騒音、放送時の風向き等の影響を受けやすく、聞こえづらい地域が存在してしまうことも事実であると認識しております。また、設備から遠い場合は聞こえづらく、設備が近い方にとっては、大きな音になってしまうものであり、松阪市を大きなエリアとして設置を考えております。</p> <p>緊急地震速報、国民保護法に関する市民への周知方法として、緊急を要する放送は定時放送より大きくサイレンが吹鳴され、防災行政無線をはじめ、携帯電話に発せられるエリアメール、テレビやラジオを通してほぼ同時に情報が提供できるよう、複数の情報伝達方法を運用している次第でございます。また、携帯電話をお持ちでない方や日中携帯電話を持っている家族が不在となる方など携帯電話からの情報の取得が困難な方には、登録制ではありますが自宅の固定電話に災害情報を発信するサービスも行っております。エリアメールをはじめ、テレビ放送の情報も確認していただき災害時の早期安全確保に努めていただきたく存じます。</p> <p>本市でも、防災行政無線については、聞き取りにくい場合があることを認識しており、これを補完するため、防災行政無線テレフォンサービス(0598-25-6045)をご用意しております。防災行政無線の放送終了後、この番号に電話を掛けますと、放送内容を確認することができます。</p> <p>防災行政無線での音質改善はもとより、市民生活に必要な情報提供を心掛けて参りますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>防災対策課 電話:53-4034</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
3	東浦公園の樹木について	中川新町にある東浦公園(CoCo壺番屋付近)の樹木が、大きく伸びたことにより道路に干渉しています。車が対向すると屋根に枝が当たり傷つく可能性がありますので、ご対応いただけると幸いです。	東浦公園を含め、嬉野中川新町2、3、4丁目内の公園の除草、及び樹木剪定、管理の入札が終わり、契約予定ですので、早急、かつ優先的に取り掛かるようにします。	北部建設保全事務所 電話:48-3042

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	救急車の有料化について	<p>突然のメール失礼します。 救急車の有料化について意見を申したいと思いメールしました。 緊急性の高い要救助者のために行っている制度というのは承知しているつもりですが、医師が緊急性がなかったという判断で徴収するのはいかがかと思えます。 先日(土曜日)、私の息子(4歳)が急に嘔吐し、しばらく安静にしていたところ、お腹が痛いとお腹が痛いと激しく悶えました。 私は医学について、全くの無知であるため、土曜日に4歳の子が激しく悶絶し、苦しんでいる光景を見て救急車を呼ばずに何を頼れば良いのですか。 緊急性がなかったというのは結果論であって一般市民に対して苦しがるのを我慢しろという風に聞こえてきます。 また、本当に子どもの教育に注力を注いでいるのか疑問にも感じます。 #7119についても、119番後に知りました。 もっと#7119についての広報も必要なのではないのでしょうか。 いずれにせよ、もっと改善すべきところがあるかと思えますので、今後の展望を期待します。</p>	<p>お子様の急な腹痛や悶絶するほどの痛み、さぞ驚かれ、ご心配であったことと思います。その後、お子様のお加減はいかがでございましょうか。 さて、今回の取り組みは、松阪地区の一次二次救急医療体制を守り継続させるため、一次と二次救急の機能分担を目的としています。 ご存じかとは思いますが、「選定療養費」とは、紹介状を持たずに200床以上の地域医療支援病院を初診で受診する場合に負担することが義務付けられており、松阪地区では、これまでも三基幹病院(松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院)において、「初診時に紹介状なしで受診された際」には「選定療養費7,700円(税込)」が必要となっています。(救急車の有料化ではありません。) この「選定療養費」について、三基幹病院において、6月から救急車の利用時においても適用することとしました。ただし、一律に行うものではなく、入院に至らずとも、搬送先の医師の判断により緊急性のあった方は、「選定療養費」の対象外となります。 同時に救急車の利用を抑制するものではないため、この度の仲井様のご判断のとおり、急変の場合や迷ったときはためらわず119番通報し、救急車を呼んでいただきたいと考えます。 松阪地区では、救急車を呼ぶかどうか迷ったときの相談ダイヤルとして「松阪地区救急相談ダイヤル24」(0120-4199-17(24時間365日))や、みえ子ども医療ダイヤル(#8000(月～土 19時30分～翌8時、日祝年末年始 8時～翌8時))を利用することが出来ます。(三重県は、#7119の導入はしておりません。) 松阪地区の救急医療体制を守り、皆さまが安全で安心して生活いただけますよう、この度いただきましたご意見も参考にさせていただきます、取り組んでまいります。</p>	<p>健康づくり課 電話:23-1364</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	消防団について	<p>私は松阪市内の消防団員として活動しています。市にお願いしたい事は、無駄な経費を削減し、消防団員の負担を減らして欲しいと思っています。操法大会は出場させない、年末夜警は廃止、出初式の廃止など、他にもたくさんあると思います。是非お願いします。消防団の上層部？はやりたいのでしょうが、ほとんどの団員はそんなものより家庭などを優先したいと思っていますはずです。</p> <p>火事での出動や行方不明者の捜索などは必要と思いますが、それ以外の無駄な事は年間予算を削減してでもできないようにして欲しいです。</p> <p>私の団では〇〇〇〇という名目で年間の消防団での給料のほとんどが団に取られています。そういう団も多いと思います。これについては市長から一言、消防団で金を集める事を一切禁止してもらえればすむ話だと思っています。検討よろしくをお願いします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年頃をピークにあらゆる行事等が自粛されておりました。松阪市消防団も同様に多くの行事等が中止若しくは延期という状況が続いてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行された昨年度から徐々に通常の生活が戻りつつあり、松阪市消防団も同じく、消防団活動につきましては昨年度からコロナ禍前の状況へと戻ってまいりました。</p> <p>まず「年末夜警は廃止」についてですが、年末夜警は江戸時代に大規模な火災が頻発したことからお触れが出され、夜回りとして300年以上も前から行われており、松阪市消防団も古くから続けられている活動です。松阪市におきましても、昭和26年12月に松阪大火が発生しております。また、冬期になりますと空気は乾燥し火を取り扱う機会が増え、火災が多く発生しやすい状況となります。更に年末になりますと、夜遅くまで起きてみえる方も増え、それだけ火災発生への警戒が必要となってきます。年末夜警の活動回数は分団によって異なり、年末6日間すべて実施の分団もあれば1日のみ実施の分団もあります。地域と分団との協議も必要になるかもしれませんが、各分団で回数を調整して負担を軽減していただければと考えております。</p>	<p>消防団事務局 電話:25-1414</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	消防団について	<p>私は松阪市内の消防団員として活動しています。市にお願いしたい事は、無駄な経費を削減し、消防団員の負担を減らして欲しいと思っております。操法大会は出場させない、年末夜警は廃止、出初式の廃止など、他にもたくさんあると思います。是非お願いします。消防団の上層部？はやりたいのでしょうか、ほとんどの団員はそんなものより家庭などを優先したいと思っているはずです。火事での出動や行方不明者の捜索などは必要と思いますが、それ以外の無駄な事は年間予算を削減してでもできないようにして欲しいです。私の団では〇〇〇〇という名目で年間の消防団での給料のほとんどが団に取られています。そういう団も多いと思います。これについては市長から一言、消防団で金を集める事を一切禁止してもらえればすむ話だと思っております。検討よろしくをお願いします。</p>	<p>「操法大会は出場させない」に関してですが、消防操法は礼式からホース延長、放水、資機材の取扱いまで消防団活動に必要なものがすべて含まれております。小型ポンプ操法については、松阪市消防団小型ポンプ操法大会を毎年実施してきましたが、各分団の負担増加により大会が廃止となった経緯もございます。しかしながら、先ほど言わせていただいた消防操法は、各種災害に対して安全・確実に消防団活動を実施するうえで非常に必要なものとなります。昨年度の松阪市消防団団長会議で、三重県消防操法大会に出場することが決定され、消防操法本来の目的を達成するため、松阪市消防団の代表として選手、指導者、そして、応援してくださる皆様のご協力により訓練をさせていただいております。現在、7月21日の三重県消防操法大会出場に向け一致団結して訓練に取り組んでおりますので、どうかご理解をお願いいたします。</p> <p>「出初式の廃止」についてですが、出初式は日本の消防が1月初旬に行う仕事始めの行事で、出初式を通じて消防への理解と信頼を深め、市民に火災予防に対する意識を持っていただくことを目的に、全国各地で開催されており、また、車両観閲や一斉放水につきましては毎年楽しみにしていただいている市民もたくさん見えます。</p> <p>消防団員の皆様も、年始のお忙しい時期ですので用事や家庭を優先したいと思われる方もみえると思います。消防出初式への出席につきましては、按分数を各方面団にお伝えし、ご都合のつく方に出席のお願いをさせていただいております。各分団長には、会議の場で出席者の多少の増減は構わない旨をお伝えさせていただきましますので、もし都合が悪かったり、ご負担になっておられましたら、欠席とお伝えいただいても構いませんので、出初式の実施につきましてはご理解をお願いいたします。</p>	<p>消防団事務局 電話:25-1414</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	消防団について	<p>私は松阪市内の消防団員として活動しています。市にお願いしたい事は、無駄な経費を削減し、消防団員の負担を減らして欲しいと思っております。操法大会は出場させない、年末夜警は廃止、出初式の廃止など、他にもたくさんあると思います。是非お願いします。消防団の上層部？はやりたいのでしょうが、ほとんどの団員はそんなものより家庭などを優先したいと思っっているはずで。火事での出動や行方不明者の捜索などは必要と思いますが、それ以外の無駄な事は年間予算を削減してでもできないようにして欲しいです。私の団では〇〇〇〇という名目で年間の消防団での給料のほとんどが団に取られています。そういう団も多いと思います。これについては市長から一言、消防団で金を集める事を一切禁止してもらえればすむ話だと思っております。検討よろしくをお願いします。</p>	<p>消防団は地域に密着し地域の皆様と共に活動していくことが大切で、すべての消防団行事を慣例として継続していくのではなく、必要なもの、不必要なものをしっかりと精査し、今後も更に消防団行事のあり方については検討していく必要があると考えておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>「消防団員への報酬」についてですが、松阪市消防団につきましては、在団中の消防団員に対して、年額報酬、災害出動及び訓練に係る出動報酬を個人の口座に振込をさせていただいております。</p> <p>消防団は地域に密着しており、分団活動についても地域に沿った活動をされております。報酬につきましても、以前は地域性や従前の慣例等により、各分団の団員報酬の取扱いが分団により様々であり、今までにも同様のご意見をいただいたこともございます。</p> <p>令和4年に総務省消防庁から「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」が通知されており、全国的にも消防団員の報酬等の取扱いについて問題視されております。松阪市消防団におきましては、団員報酬の個人口座への振り込み、また、様々な通知が发出されるたびに、消防団長会議、消防団本部幹部会議、方面団会議の場で説明をさせていただいております。</p>	<p>消防団事務局 電話:25-1414</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	消防団について	<p>私は松阪市内の消防団員として活動しています。市にお願いしたい事は、無駄な経費を削減し、消防団員の負担を減らして欲しいと思っております。操法大会は出場させない、年末夜警は廃止、出初式の廃止など、他にもたくさんあると思います。是非お願いします。消防団の上層部？はやりたいのですが、ほとんどの団員はそんなものより家庭などを優先したいと思っているはずです。火事での出動や行方不明者の捜索などは必要と思いますが、それ以外の無駄な事は年間予算を削減してでもできないようにして欲しいです。私の団では〇〇〇〇という名目で年間の消防団での給料のほとんどが団に取られています。そういう団も多いと思います。これについては市長から一言、消防団で金を集める事を一切禁止してもらえればすむ話だと思っております。検討よろしくをお願いします。</p>	<p>現在、松阪市消防団員は約1,200名が在団されているため、個人口座への入金をすべて追跡するのは困難ではありますが、消防団活動に対する労苦に報いるためにも、再度会議の場におきまして周知をさせていただきます。また、通達の内容には「懇親会の会費等を目的とした集金については、消防団の運営は団員相違に基づいて行われるべきものであることから、まずは団員全体で議論していただくこと」とも記載されております。</p> <p>消防団の運営に必要な公務上の経費に関しては予算措置をしておりますが、例えば、分団毎での訓練時における飲料水等は、状況により各分団にご負担をお願いする場合がございます。また、分団によっては、運営に関して公費では補えない部分を団員相違に基づいて集金を行い、ご負担していただいている分団もあると聞いております。</p> <p>当市におきましては、今後も消防団活動に専念できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。そして、ご意見をいただいた内容にありましても、今後の消防団活動に反映できるよう努めさせていただきますのでよろしく願いいたします</p>	<p>消防団事務局 電話:25-1414</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
6	件名なし	<p>带状疱疹ワクチンの助成制度について質問させていただきます。</p> <p>三重県の自治体の中にはそのワクチンについて助成制度があると聞きました。近くは多気町、伊勢市など。残念ながら松阪市ではそのような議論もされていないのかと思っております。</p> <p>带状疱疹にかかった場合、激痛を伴いますし、厄介なのは後遺症。患部に芯のようなものが残り、神経を刺激、圧迫するということ。</p> <p>ならば不活性ワクチンなどにより発症を抑えるべく方策を考えるべきだと思います。</p> <p>それに経済や社会、生活の影響についても必要なものと考えます。</p> <p>考慮のほど宜しく願いいたします。</p>	<p>ご存じのとおり、带状疱疹は加齢に伴い増加する傾向があり、後遺症が残る可能性があることも報告されています。一方でワクチンが開発され、ワクチンによる予防効果が認められているところです。現在、带状疱疹ワクチンは法令に基づく定期接種にはなっておらず、任意での接種となっています。横井様ご指摘のとおり、任意での接種に対して助成を行っている自治体も増えてきている状況です。</p> <p>現時点で松阪市におきましては、任意に接種した带状疱疹ワクチンへの助成制度はなく、ご期待にそえない状況となっております、申し訳ございません。</p> <p>この度、いただきました貴重なご意見も参考にさせていただきます、松阪市でも検討をしていきます。</p> <p>同時に、带状疱疹ワクチンにつきましては、国において定期接種化が検討されているワクチンでもありますので、国の動向にも注視していきます。</p>	<p>健康づくり課 電話:31-1212</p>
7	隣の家	<p>何度か相談していますが隣の廃墟から壁の綿が出ています石綿ではないでしょうか？</p>	<p>ご連絡いただいた家屋については、平成30年度から状態の良くない空き家として把握しており、継続的に所有者の責務としての適正管理を促す文書を送付するなど、改善対応を促してまいりました。</p> <p>今年度、改めて所有者へ電話連絡を行い、根本的な解決を早急に検討するように依頼いたしました。検討結果の回答はいただいておりますが、引き続き、現状把握等を行いながら、所有者に対して、改善対応を促してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、石綿の有無については調査を行わなければ確定的なことは分かりかねますが、現地を確認したところ、断熱材として使われるグラスウールではないかと認識しています。</p>	<p>建築開発課 電話:53-4174</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
8	給食費無償化について	<p>多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備することから、子どもを3人以上扶養している保護者が一定の要件を満たす場合に、小中学校に在籍する第3子以降の学校給食費を無償とする事業を実施します。</p> <p>とありますが、一定の要件に18歳という年齢制限が設けてあるのはなぜでしょうか？</p> <p>経済的負担軽減というのであれば年齢制限など設けず、扶養しているかどうかの要件にしていきたいです。</p> <p>3人子どもを産んで、きちんと税金を納めていても年が離れた兄弟とゆうことで、要件に当てはまらず、もやもやすることが沢山あります。</p> <p>年が離れた兄弟とゆうだけで、子育てにかかるお金は変わりません。</p> <p>一定数そういった家庭はあるはずですが、一度検討いただけると有難いです。</p>	<p>ご意見をいただきました学校給食費に関連する無償化施策については、各自治体がいろいろな施策を行っており、第3子以降学校給食無償化事業についても一定の要件を設けた上での実施となります。</p> <p>本市では子育て世帯の負担軽減を図ることから、園児に係る給食の副食費を減免するワンモアベビー支援補助金があり、未就学児を対象とした支援を行っていましたが、義務教育となる小学生となった段階では、制度対象から外れることになっていました。</p> <p>今回、多子世帯の負担軽減施策としてワンモアベビー支援を引継ぎ、子育て支援を切れ目なく実施することから、学校給食を提供する小中学校まで支援を拡充し、対象要件についても同制度と同様に世帯を同一とする18歳以下の子どもを第一子として数えることとし、所得要件についても要件から除外しているところです。</p> <p>本市としては子育て環境の充実を図るため、子育て支援についても進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>※ワンモアベビー支援(第3子以降の児童支援)</p> <p>支援対象となる方の「保育料」及び「副食費(給食費のうちのおかず・おやつ代)」が無料になる本市独自の制度。</p> <p>対象になる子どもは、18歳に達する日以後最初の3月31日まで(対象年度において高校3年生相当まで)の生計を一にする兄もしくは姉が2人以上おり、市内の保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業施設を利用する子どもとなります。</p>	<p>給食管理課 電話:61-1155</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
9	近所の河川および用水路周辺の整備について	<p>わたしたちが住む松阪市川井町には百々川が流れ、その周辺には多くの用水路が存在します。用水路の周りを囲む手すりは、小さな子どもがのぞくとそのまま落ちてしまうような構造が多いように感じます。</p> <p>また、なかには囲いがなされておらず、夜間、道に詳しくない方や認知症を患った高齢者が誤って転落してしまう可能性が否めない場所があります。</p> <p>そこで、幼い子どもや地域の高齢者の安全を確保すべく、整備を進めていただくことはできないでしょうか。</p> <p>2点目は、百々川の環境整備についてです。</p> <p>6月中旬、ホタルが見たいという息子のリクエストに応えたく見られる場所を探したところ、嬉野のほうまで行かないと出会うことができない状況でした。</p> <p>百々川は水の流れが比較的速く、ホタルが棲みつく環境としては適さないと感じる一方で、河川改修工事を施すことによりその環境が可能になるのではないかと考えました。</p> <p>田園も多く、恵まれた環境の中で、近所の川が自然観察を気軽に楽しめる憩いの場になれば、地域活性にもつながるのではないのでしょうか。</p> <p>ホタルをはじめ、多くの生き物たちが暮らしていけるように、百々川の河川整備を進めていただけたら嬉しいです。</p>	<p>1点目でございますが、ご意見を頂きました用水路への手すりの設置については、松阪市では自治会からの要望書を受けて、対応を検討させて頂いております。</p> <p>また、用水路の草刈りなど日常的な維持管理は、地域の水利関係者に行って頂いておりますので、あらかじめ水利関係者と協議の上、自治会長より要望書という形でご要望頂けると幸いです。</p> <p>ご理解頂きますよう宜しくお願いいたします。</p> <p>2点目の百々川の環境整備については、現在、三重県が管理する百々川において、下流部より改修工事が進められており、順次上流へ向かって改修を進めていく計画です。河川改修には膨大な費用、期間を要することもご理解頂きますようお願いするとともに、今回お問い合わせ頂いた内容を三重県とも情報共有し、市が管理する河川につきましても、自然環境を考慮した改修計画を検討してまいります。</p> <p>この度はお問い合わせ頂きありがとうございました。</p>	<p>1 建設保全課 電話:53-4412</p> <p>2 土木課 電話:53-4144</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
10	篠田山のペットの火葬について	<p>篠田山のリニューアル後初めてペットの火葬をお願いに行きました。                      リニューアルもして火葬料も倍ちかく上がったと聞いてましたので、立派にリニューアルしていると期待して行きました。                      しかし、裏に回れと言われて、献花台もなく、大きな音がする焼却炉の前の台にペットを置いて帰るように言われました。                      焼却炉は薄暗い裏にあり、横には粗大ごみが散乱してました。                      今は、ペットは家族の時代です。                      もう少し、配慮が必要かと感じました。                      これなら、むしろリニューアル前の方がよかったです。                      市民の多くがペットを家族として暮らしていると思います。                      最後の時に、裏に回されて、物のように置いていくのは辛いです。                      どうかペットと暮らす市民の気持ちに寄り添った火葬場に改善して頂くようお願いいたします。</p>	<p>この度の大切なペットとのお別れ、さぞお寂しいことと存じます。                      そのような時に、最後のお別れをいただく篠田山斎場の対応に不快な思いをされたこと、心からお詫び申し上げます。                      ご承知のとおり、昨年度に篠田山斎場は大規模な改修工事を実施し、併せて火葬使用料及び運用方法について見直しを行いました。                      その際、ペット火葬においても平成17年の市町村合併から据え置き料金となっていた火葬使用料を見直し、同じペットである犬と猫の火葬使用料に違いがあったことから、近隣市の使用料を鑑みてペットの体重(30kg)を基準に区分し、新たな料金設定とさせていただきます。                      頂戴したメールを拝見し、奥にお回りいただくことについては人体火葬のご遺族や各種相談等の方と区分させていただくことにより、ペット火葬の方がスムーズなお手続きができるよう専用の窓口をご用意いたしました。併せて宗教的な物品(線香台、献花台、数珠、リンなど)については、運用方法の見直しに伴い撤去させていただきましたので、ご理解のほどお願い申し上げます。                      また、火葬炉奥のお見苦しい粗大ごみは篠田山霊苑内に不法投棄されたものもあり、早急に処分を行い市民の気持ちに寄り添った火葬場になる様より一層丁寧な清掃等を心がけ、今後の改善につなげていきたいと思っております。</p>	<p>環境課                      (篠田山斎場)                      電話:29-1317</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
11	松阪市の災害 関連死対応について	<p>南海トラフト地震がいつ起ってもおかしくないといわれております。地震によって死者が多数です。災害に伴なって後日死亡する災害関連死が注目されておりますが、審査するための条例・審査会はどうなっているのかおしえて下さい。</p> <p>東日本大震災後わが地区その対応について種々のとりくみがありました。最近はほとんどありません。元旦の能登半島地震で家具等の対応、食品等の保存の再点検を個人的におこなっております。住民自治協議会の今年度の重要な取組実践と思っておりますがどうなっておるのでしょうか。</p>	<p>ご質問の災害による負傷の悪化や避難生活等の身体的負担により疾病による死亡するいわゆる「災害関連死」を審査する審査会の県内の設置状況についての条例は、整備されていない状況であります。ご指摘のとおり、南海トラフト地震がいつ起こってもおかしくない状況であり、審議会設置については、優先すべき案件であると考えております。現在、条例改正に向けて検討しているところであります。</p> <p>また、住民自治協議会の取り組みについてですが、松阪市では、平時より市民や自主防災組織、各関係機関等との連携による防災活動に取り組んでおり、昨年は市内全域で、災害発生時における住民主体の避難所の開設を目的とした松阪市防災訓練(夜間訓練)を実施し、今年も、市内全域で実災害発生を想定した防災訓練を実施する予定でありますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>健康福祉総務課 電話:53-4089</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
12	件名なし	<p>6月より救急車の有料化が始まりましたが「選定療養費」という名目を使用されてます                      選定療養費とは別の意味で策定されているはずで                      す。この名目で他の自治体でも使っているのです                      か。あれば教えてください                      なければこの名前を使用するのはやめて下さい                      違う名目にすべきです。条例が必要だと思います。                      7,700円という線引もおかしなものです。救急車の                      利用目的が完全に違っていれば1万円位徴収しても                      良いと思いますが「選定療養費」という名目はやめ                      ましょう。                      6月に入り救急車のサイレンの音も聞きますが6月                      中に要請のあった件数と有料と判断した件数を教え                      て下さい。</p>	<p>近年、国は医療機関の「機能分担」と「相互連携」を推進                      するため、「初診・再診時の選定療養制度」を定めており                      ます。                      この制度は、「初期診療は医院や診療所等のかかりつ                      け医で行い、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う                      こと」を推進するものでございます。                      健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者医療確保                      法第64条第2項第5号に規定する選定療養費は、平成                      28年4月の健康保険法の改正により、200床以上の地                      域医療支援病院は、他の医療機関等からの紹介状を持                      たない初診の方から、診療費の他に選定療養費を徴収                      することが義務化されております。                      松阪市においては三基幹病院がその対象となり、今年                      6月までにおいても税込7,700円を負担いただく運用を                      行ってみえます。                      選定療養費は、「救急の患者」からは、求めてはならな                      い」とされていますが、救急車の利用の場合であっても、                      原則として、入院に至らなかった軽症の方や単に軽症の                      方が救急車で来院された場合は、選定療養費の対象とな                      ります。                      なお、松阪市以外でも救急車で搬送されたものの、緊                      急性のない患者から選定療養費を徴収している病院は、                      全国的にも複数存在しており、県内においても、伊勢市                      にある伊勢赤十字病院が同様の運用となっております。</p>	<p>健康づくり課                      電話:23-1364</p>

令和6年6月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
12	件名なし	<p>6月より救急車の有料化が始まりましたが「選定療養費」という名目を使用されてます                      選定療養費とは別の意味で策定されているはずで                      す。この名目で他の自治体でも使っているのです                      か。あれば教えてください                      なければこの名前を使用するのはやめて下さい                      違う名目にすべきです。条例が必要だと思います。                      7,700円という線引もおかしなものです。救急車の                      利用目的が完全に違っていれば1万円位徴収しても                      良いと思いますが「選定療養費」という名目はやめ                      ましょう。                      6月に入り救急車のサイレンの音も聞きますが6月                      中に要請のあった件数と有料と判断した件数を教え                      てください。</p>	<p>今回の取組みの主旨・目的は、一次二次救急医療の適                      切な「機能分担」と「相互連携」を推進するものでござい                      ます。ひいては、「救急車の適正利用」につながっていくこ                      ともなるとも考えております。このような主旨・目的から                      も、「選定療養費を徴収する方の数」につきましても、事                      前に数値目標や指標等を定めているものではございま                      せんし、公表することで、数字が独り歩きし、その数字を                      お聞きになった、一人ひとりの受け止め方によって「多                      い」、「少ない」等ということにもなりかねません。不必要な                      混乱を招かないためにも、「選定療養費を徴収された方                      の数」等につきましても、現時点においては非公表とさせ                      ていただいております。</p>	<p>健康づくり課                      電話:23-1364</p>
13	タバコ税の件	<p>①過去5年間のタバコ税額は(単位円)                      ②過去5年間の活用事業(単位円)                      活用事業例たとえば                      1)健康対策                      2)公共事業対策(道路etc)                      3)子供子育て対策(6才未満の子供)                      4)介護福祉対策                      5)食料安定対策(自給向上対策も含む)                      6)科学振興対策                      7)教育充実対策(除くハード)                      8)その他</p> <p>大変お忙しいと思いますがよろしくお願ひ申し上げ                      ます</p>	<p>まず「過去5年間のタバコ税額は」とのご質問ですが、た                      ばこ税には、国のたばこ税、道府県たばこ税及び市町村                      たばこ税があります。そのうち松阪市へ納められるのは                      市町村たばこ税であり、過去5年間に松阪市へ納められ                      た市たばこ税の収入額は、次のとおりです。                      平成30年度 1,094,554,830円                      令和元年度 1,096,501,693円                      令和2年度 1,064,598,794円                      令和3年度 1,138,866,116円                      令和4年度 1,200,539,707円</p> <p>次に、「過去5年間の活用事業」とのことで、松阪市へ納                      められた市たばこ税の使いみちをご質問いただきました                      が、市町村たばこ税は、その使いみちが限定される目的                      税ではありません。そのため収められた税金は、一般財                      源に充てられ、松阪市の様々な事業運営に活用しており                      ます。</p>	<p>財務課                      電話:53-4317</p>